

## 県議会議員の選挙区・定数

岩手県を14の地域に分け、それぞれの代表として議員を選挙で選びます。  
岩手県議会の議員の定数は48人で、それぞれの選挙区の定数は下表のとおりです。

①盛岡（盛岡市）	11人
②宮古（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村）	3人
③大船渡・陸前高田（大船渡市、陸前高田市、住田町）	2人
④花巻（花巻市）	4人
⑤北上（北上市、西和賀町）	4人
⑥久慈（久慈市、野田村、洋野町）	2人
⑦遠野（遠野市）	1人
⑧一関（一関市、平泉町）	5人
⑨釜石（釜石市、大槌町）	2人
⑩二戸（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）	2人
⑪八幡平（八幡平市、葛巻町、岩手町）	2人
⑫奥州（奥州市、金ケ崎町）	5人
⑬滝沢（滝沢市、雫石町）	3人
⑭紫波（紫波町、矢巾町）	2人



## 県議会の傍聴

どなたでも本会議や委員会を傍聴することができます。  
本会議の傍聴席は133席で、車いすの方や盲導犬同伴の方も傍聴が可能です。

また、難聴者用の赤外線補聴システムを整備しています。  
委員会の傍聴席は各委員会ごとに5席から9席です。  
傍聴される方は、受付で傍聴券の交付を受けてください。  
※本会議及び委員会は、先着順により傍聴できます。ただし委員会は、開会10分前までに傍聴定員を超えたときは、抽選により傍聴者を決定します。



## 県議会からのお知らせ

### 広報紙

議会広報紙「いわて県議会だより」を県内全世界に配布しています。  
◇年4回発行（おおむね5月、8月、11月、1月）  
◇点字版・テープ版・デジター版（録音図書）も発行しています。

### テレビ

代表質問の実況中継のほか、各定例会の一般質問の様態をダイジェスト番組で放送しています。  
ダイジェスト番組は岩手県議会公式チャンネル（YouTube）でもご覧いただけます。

### 議場見学

随時、議場見学を受け付けています。  
職員が議場内の施設などを説明します。  
◇月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）  
◇時間は申込時に応相談。  
◇本会議・委員会等開催時は見学できません。

### 議会中継

本会議と予算・決算特別委員会の様態を、インターネットで生中継しているほか、オンデマンド（録画）放送をしています。  
県庁1階県民室や県内各広域振興局等でもテレビで中継をご覧いただけます。

### ホームページ等

ホームページには会議の予定や会議の結果、議員名簿などを掲載しているほか、会議録の検索もできます。  
岩手県議会Facebookでもさまざまな情報をお知らせしています。

### 議会PRコーナー

議事堂1階玄関ホールで県議会の歴史、議事堂の変遷、委員会活動の様子などのパネル展示を行っています。  
どなたでも自由にご覧いただけます。  
◇月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）



現在の議事堂（昭和40（1965）年～）



# わたしたちの県議会



旧議事堂（現在の岩手県公会堂）  
大正15（1926）年から39年間使用

（お問い合わせ）岩手県議会事務局  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
FAX 019-629-6014  
E-mail : gikai@pref.iwate.jp  
ホームページ  
<https://www.pref.iwate.jp/gikai/>



- ◆本会議・委員会、会議録、請願・陳情など（議事調査課議事管理担当）電話 019-629-6016
- ◆議会広報、情報公開、議会への意見など（議事調査課政策調査担当）電話 019-629-6022
- ◆傍聴、議場見学など（総務課）電話 019-629-6006

## 県議会とは

“豊かで住みよい岩手県”にすることは、県民共通の願いです。この願いを実現するために、選挙で選ばれた県民の代表者である議員が、県の条例や予算など、県政を進める上での重要な事項を決定しています。この議員で構成される議決機関が「県議会」です。（令和5年4月に地方自治法の一部が改正され、地方議会の役割や議員の職務が明文化されました。）

そして、県議会で決定された方向に沿って、道路や学校を建設したり、医療や福祉の向上など、県の施策を実行するのが知事（執行機関）の役割です。

県議会は議決機関として、知事は執行機関として、それぞれの役割を果たしながら、協力して岩手県の発展に努めています。

## 県議会の仕事

県が施策を実行するためには、知事が中心となって事業等の計画を立て、条例や予算などを議会に提案します。県議会では、それらが県民の皆さんのために本当に役立つものかどうかを調査し、審査して決定します。県議会には、法律によって大きな役割・権限が与えられており、その主なものは次のとおりです。

議決	議会の仕事のうち最も重要なもので、条例の制定・改廃のほか、予算の決定、決算の認定、金額の大きい契約など、県政の重要な事項について議決します。
調査と検査	県の仕事が議会で決められたとおりに正しく行われているかどうか、事務の内容を調査・検査します。必要に応じて関係のある人に出席いただき、調べたり意見を聞いたりします。
選挙	議会の議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。
意見書の提出・決議	県民の福祉や利益となることについて、国会や関係行政に意見書を出したり、国政や社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。
同意	副知事、教育長や行政委員会の委員など、重要な地位に就く人を知事が任命する場合には、議会の同意が必要です。
請願・陳情の受理	議会に提出された請願・陳情をいろいろな観点から審査して、その内容が県政や県民にとって適正と認められるときは、採択します。

## 請願・陳情

請願や陳情は、県民の皆さんの意見や要望を県政に反映させるための大切な制度です。

請願には、県議会議員の紹介が必要であり、受理された請願書は、通常、請願の内容に応じ、所管の委員会に付託され、委員会の審査結果に基づき、本会議において採決に付されます。本会議において採択された請願については、執行機関に送付されます。

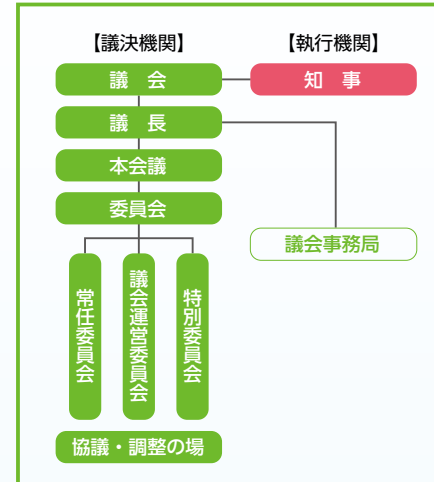
陳情は、議員の紹介がなくてもでき、陳情する事項が取りまとめられた上で、各議員に配付されます。

## 本会議場



- 議長席  
議長がここで議事を進行します。
- 演壇  
ここで議員が質問したり、知事等が説明や答弁をします。
- 質問者席  
議員はここから質問することもあります。
- 議員席  
議員の席です。
- 執行部席  
知事や副知事等の執行部が着席します。
- 議会事務局長席  
議長の隣で議会事務局長が議長の議事進行を補佐します。

## 県議会のしくみ



### 議会（定例会と臨時会）

県議会には、定例会と臨時会があり、知事が招集します。

定例会は、2月、6月、9月、12月の年4回開かれ、県民の皆さんの生活に深いかかわりのある県政の方針や予算、条例などを審議します。

臨時会は、必要があるときに開かれます。

### 議長と副議長の役割

議長と副議長は、議員の中から選ばれます。

議長は、議会の運営について権限が与えられており議会を代表します。

副議長は、議長が欠けたときや病気などによって不在のときに議長の代わりを務めます。

### 議会運営委員会

議会が円滑に運営できるよう、各会派から選ばれた委員で会議の進め方などを協議します。

### 常任委員会と特別委員会

県の仕事は教育や福祉の問題から環境問題まで、その領域は広く、また複雑化しています。このため、これらの問題を効率よく専門的に審査や調査するため委員会を設けています。委員会には、常任委員会と特別委員会があります。

〔常任委員会〕

総務委員会 文教委員会 環境福祉委員会  
商工建設委員会 農林水産委員会

### 議案が可決されるまで

#### <本会議>

本会議（全議員で構成）では議会の権限に関する全ての意思決定を行っています。

開会 議長が宣告します。本会議を開くには、議員定数の半数以上の出席が必要です。

議案提出 議案には、知事から提出されるものと、議員から提出されるものがあります。

提案理由説明 議案について、提案者から内容を説明します。

質問・質疑 議員が、県の仕事についての質問や議案に対する質疑を行い、知事などが答弁します。

委員会に付託 提出された議案などをさらに詳しく調査するために委員会に送ります。

#### <委員会>

##### 付託議案審査（説明聴取・質疑・採決）

送られた議案などをいろいろな角度から調べ、委員会として賛成か反対かを決定します。

#### <本会議>

委員長報告 委員会で決まった審査結果を報告します。

質疑・討論 委員長報告に対して質疑を行い、その後、議案について賛成か反対かの意見を述べます。

採決 議案について、賛成か反対かを出席議員の過半数で決めます。（通常は起立採決の方法をとります。）

閉会 全ての議案の採決が終われば閉会となります。採決の結果は議長から知事に通知され、知事等はこれらをもとに仕事を進めていきます。